

随意契約に付する理由書

工事名：大阪府警察本部本庁舎特別会議室電気設備改修工事

本工事は、本部本庁舎 6 階特別会議室内の電気設備（電灯設備・映像音響設備）を改修するものです。

当該設備は、設置後 18 年が経過しており、現在、当該設備の不具合が散発している状況であり、都度保守点検業者の在庫品等を使用し応急的に補修しておりますが、機器交換を行える部品が無く、当該設備が故障した場合は修理が不可能な状況です。

万が一、故障した場合は特別会議室内の電灯・映像音響が使用できないことから、本部内で行われる重要な会議や催事等の適正な運用が不可となることから、本部運営に著しく支障をきたします。

上記理由により早急な改修工事が必要ですが、本工事を実施するにあたり、今回改修を行う電灯・映像音響設備と連動する他設備機器を利用、運用しながら工事を行うことが必須であり、既設機器の適切な操作、当該設備のシステム全体を熟知していることが必要不可欠です。併せて、既設機器から新設機器へ切替時等、特別会議室の設備全体が連動し作動することを確認、調整することが必要となります。また、工事期間中に工事が起因した既設機器類の故障等が発生した場合は、速やかな復旧が求められることから、当該設備の保安体制を確立した事業者でなければ、適切な工事はできません。

このため、適切に工事を施工できる者は、当該設備のシステム全容、機器の構造・仕様、性能等を熟知した製造設置及び保守点検の事業者であるパナソニックコネクト株式会社現場ソリューションカンパニー西日本社のほかになく、同社より見積書を徴取したところ見積価格も適正と認められますので、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結するとともに、大阪府財務規則の運用第 6 2 条関係第 2 項第 1 号により比較見積を省略するものです。